

## 会社法上の手続遵守が損金算入のカギに D&O保険

野田秀樹

デロイト トーマツ税理士法人  
税理士



令和元年改正会社法において、D&O保険（会社役員賠償責任保険）に係る契約規律が制度化された。D&O保険は、従前から上場会社を中心に広く普及していたが、今般の改正会社法においてD&O保険契約が法制化され、制度上の手続が明確化された。D&O保険契約は、会社役員に損害賠償責任が生じたときに備えて、会社が保険会社と締結するものであり、保険料や関連費用を会社が支払うものであることから、会社が役員に対して経済的利益を付与する一面を有している。そこで、本稿では、D&O保険契約の概要を述べるとともに、税務上の取扱いや留意点について解説することとしたい。

### I D&O保険

D&O保険（会社役員賠償責任保険：Directors and Officers Liability Insurance）とは、会社と保険会社との間で、当該会社の役員を被保険者として契約される保険で、株主代表訴訟等の損害賠償請求がなされた場合に、その役員が負担する一定の範囲の損害賠償金等を補填するものである。

D&O保険は、役員として優秀な人材を確保するとともに、役員がその職務の執行に関し損害賠償責任を負うことを過度に恐れ、職務執行に支障をきたすことがないように、役員に対して適切なインセンティブを付与するという意義があり、すでにわが国では上場会社を中心に広く普及している。

一方で、会社がD&O保険契約を締結することについて、その内容によっては、役員の職務執行が損なわれるおそれがあり、

会社と役員との間に利益相反取引の問題が生じる可能性が指摘されていた。特に、役員が株主代表訴訟に敗訴した場合の損害賠償責任を担保する保険契約に係る保険料を会社が負担することは、報酬規制や利益相反取引規制との関係が問題となるという見解があった（会社法361、356、365）。

そこで、改正会社法において、D&O保険契約に係る内容の決定について、必要な手続等を明確にし、当該保険契約の締結により生ずることが懸念される弊害に対処するとともに、これらの保険が適切に運用されるようにするため、当該保険契約に関する規定が設けられた。

### II D&O保険契約に係る 会社法の規定

#### 1 制度の概要

令和元年改正会社法（会社法の一部を改

正する法律 令和元年12月11日)において、D&O保険契約に関する規定を設けることにより、保険の内容や手続の適正性を担保するための要件が明確化された。

D&O保険契約とは、株式会社が保険者との間で締結する保険契約のうち、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる可能性のある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものであることから、当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除いたものをいう(改正会社法430の3①)。

なお、法務省令で定めるものには、生産

物賠償責任保険(PL保険)、企業総合賠償責任保険(CGL保険)、自動車賠償責任保険、海外旅行保険に係る保険契約などが含まれる。

## 2 適用対象の範囲

D&O保険契約の対象となるものは、法律上の損害賠償責任を追及され、賠償請求されたときに支払う賠償金や和解金等、弁護士への着手金・報奨金・裁判所への手数料・調査費等の争訟費用である。一方、同保険契約の対象とならないものは、罰金や過料のほか、上記の生産物賠償責任保険(PL保険)、企業総合賠償責任保険(CGL保険)、自動車賠償責任保険、海外旅行保険などである(図表1参照)。

【図表1】D&O保険の対象範囲

D&O保険	項目
適用対象となるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の損害賠償責任を追及され、賠償請求されたときに支払う賠償金や和解金等</li> <li>・弁護士への着手金・報奨金・裁判所への手数料・調査費等の争訟費用</li> </ul>
適用対象とならないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罰金や過料</li> <li>・生産物賠償責任保険(PL保険)</li> <li>・企業総合賠償責任保険(CGL保険)</li> <li>・自動車賠償責任保険</li> <li>・海外旅行保険等</li> </ul>

## 3 対象役員の範囲

D&O保険契約の被保険者となることのできる役員は、会社の全役員又は一部の役員のみならず、子会社の役員も含まれ、親会社が、子会社の役員も含めた保険料の支払主体となっているときには、親会社において会社法の規定に則した手続を履行すれば、これらの役員を被保険者とする保険契約が締結できるものと解されている。

## 4 保険契約の内容決定に係る手続

D&O保険契約の内容を決定する際、会社と役員の間利益相反の側面があることから、あらかじめ会社機関である株主総会又は取締役会(取締役会設置会社の場合)における決議が必要であり(改正会社法430の3①)、これらの手続を履行した場合には、D&O保険契約の締結については、利益相反取引規制を適用しないこととされて

いる（改正会社法430の3②）。

また、当該決議の内容には、保険会社、被保険者、保険料、保険期間、保険金の支払事由及び支払限度額、保険金により填補される損害の範囲、保険会社の主な免責事由並びに主な特約条項といった主たる事項の決定などが含まれると解されている。

さらに、D&O保険は、役員防衛費用や賠償責任の負担に関するものであり、一部の役員を被保険者とするD&O保険契約の内容の決定に係る決議を行う場合、当該役員は、特別の利害関係を有しているため、その議決に参加することはできない（会社法369②）。ただし、役員全員を被保険者とするD&O保険の内容に係るものであり、その全員が決議について共通の利害関係を有しているときは、役員全員がその決議に参加することができるものと解されている。

なお、執行役員は会社法上の役員ではないため、当該者を被保険者とするD&O保険については、株主総会や取締役会の決議を要しない。加えて、役員を退任した元役員についても同様に、当該決議を必要としない。

## 5 事業報告での開示

D&O保険については、実務上、役員全員が被保険者となることが多いことを踏まえると、取締役会設置会社の場合には取締役会の決議を要するだけでは十分でなく、株主に対し、当該保険契約に関する情報を開示する必要性が高いと考えられる。

したがって、公開会社である株式会社は、事業年度の末日に、D&O保険契約に関する一定の事項（保険契約の被保険者及び概要）を事業報告において開示することとさ

れている。

## 6 経過措置

### (1) 既存契約の取扱い

改正会社法施行前に締結された既存のD&O保険契約について、同法施行後、その内容を変更する必要がないときには、経過措置により、改めて株主総会や取締役会の決議を行う必要はないとされている（改正会社法附則7）。

ただし、同法施行後に当該契約を更新する場合、この経過措置の適用はない。

### (2) 契約更新の取扱い

改正会社法施行前に締結された既存のD&O保険契約について、同法施行後に更新する場合、その更新された契約は新たな契約の締結であると解されている。

したがって、当該保険契約が同法施行後に更新された場合には、同法施行前に締結されたものとはいえないことから、その契約の更新に際して、改正会社法の規定が適用され、更新される保険契約に係る内容の決定について、株主総会や取締役会の決議をしなければならないとされている（改正会社法430の3①）。

## Ⅲ D&O保険契約に係る 税務上の取扱い

### 1 改正会社法施行前の取扱い

（国税庁，平成28年2月24日）

D&O保険の保険料について、会社が、①取締役会の承認、及び②社外取締役が過半数の構成員である任意の委員会の同意又

は社外取締役全員の同意の取得という手続を経て会社法上適法に負担した場合には、役員に対する経済的利益の供与はないと考えられることから、当該保険料は支払保険料として損金の額に算入され、役員個人に対する給与課税は生じない。

## 2 改正会社法施行後の取扱い

(国税庁, 令和2年9月30日)

令和元年改正会社法において、D&O保険契約に関する規定が設けられ、当該契約を締結するための手続等が会社法上明確化されたことから、同法施行後における当該保険契約に係る経済的利益の税務上の取扱いについては、会社が、改正会社法430条の3の規定に基づき当該保険料を負担した場合、その負担は会社法上適法なものであり、役員個人に対する経済的利益の供与は生じないと考えられるため、当該保険料は支払保険料として損金の額に算入され、役員個人に対する給与課税は生じない。

# IV D&O保険契約に関する 税務事例

## 1 改正法施行前に締結されたD&O 保険

### (1) 事例

株式会社P社(取締役会設置会社)は、改正会社法施行前に、同社の全役員を被保険者とするD&O保険に係る契約を保険会社S社との間で締結し、同法施行後、当該契約を更新するまでは、当該契約の内容について取締役会決議を行わない予定である。ただし、P社は、同法施行前、当該契

約を締結する際に、取締役会の承認及び社外取締役全員の同意を得ている。

この場合、P社が、同法施行後において、その更新前の契約に基づき支払う保険料について、税務上の取扱いはどうなるか。

### (2) 回答

P社は、改正会社法施行前、当該D&O保険契約を締結する際に、取締役会の承認及び社外取締役全員の同意を得ていることから、同法施行後に、その更新前の契約に基づき支払う保険料は支払保険料として損金の額に算入され、役員個人に対する給与課税は生じない。

### (3) 解説

改正会社法施行前に締結された既存のD&O保険契約について、同法施行後に当該契約を更新するまで、その契約内容を変更する必要がないときには、経過措置により、改めて株主総会や取締役会の決議を行う必要はないとされている。そして、同法施行前におけるD&O保険契約に係る税務上の取扱いについて、会社が当該保険の保険料につき、①取締役会の承認及び②社外取締役が過半数の構成員である任意の委員会の同意又は社外取締役全員の同意の取得という手続を履行して、会社法上適法に負担した場合には、役員に対する経済的利益の供与は生じないと解されているため、当該保険料は支払保険料として損金の額に算入され、役員個人に対する給与課税は生じない。

この点、P社は、同法施行前、当該契約を締結する際に、取締役会の承認及び社外取締役全員の同意を得ていることから、同

法施行前にS社と締結したD&O保険契約に係る保険料について、同法施行後、その更新前の契約に基づき支払う保険料は支払保険料として損金の額に算入され、役員個人に対する給与課税は生じない。

## 2 改正法施行後に更新されたD&O保険

### (1) 事例

上記1のP社（取締役会設置会社）は、改正会社法施行後に当該保険契約を更新することとしたが、P社はこの更新による契約内容が従前と同じものであったため、当該契約の更新にあたり、会社法上必要とされる取締役会決議を省略して行わなかった。

この場合、P社がその更新後の契約に基づいてS社に支払う保険料について、税務上の取扱いはどうなるか。

### (2) 回答

P社は、改正会社法施行前にS社と締結したD&O保険契約について、同法施行後の更新に際し、その保険契約に係る内容の決定につき、会社法の規定に則した取締役会の決議を省略して行わなかったことから、P社が契約更新後に負担した保険料は役員給与に該当し、役員個人に対して給与課税が生ずる。

### (3) 解説

D&O保険契約が改正会社法の施行後に更新された場合、その更新後の契約は施行前に締結されたものとはいえず、新たな契約の締結であると解されており、その契約の更新に際して、改正会社法の規定が適用されることから、取締役会設置会社につい

ては、更新される保険契約に係る内容の決定につき、取締役会の決議を行わなければならない。

したがって、同法施行後に、会社が当該保険契約に係る内容の決定につき取締役会決議を行わなかった場合には、会社法の規定に則した手続を履行したものではないことから、当該契約により負担した保険料は役員給与に該当し、役員個人に対して給与課税が生ずる（法34①、所法28①）。

この点、P社が改正会社法施行後に更新したD&O保険契約は、取締役会の決議を行っておらず、会社法の規定に則した手続を履行したものではないことから、当該契約により負担した保険料は役員給与に該当し、役員個人に対して給与課税が生ずることとなる。

## 3 子会社の役員が被保険者となる場合

### (1) 事例

株式会社P社（親会社）は、D&O保険について、会社法の規定に基づき、自社役員とともに子会社役員を被保険者として保険会社と契約を締結し、当該契約に基づき保険料を支払うこととしている。

この場合、P社が支払う保険料について、税務上の取扱いはどうなるか。

### (2) 回答

P社が子会社役員を被保険者として支払う保険料については、P社と子会社役員との間に委任関係がないことから、親会社が子会社役員に係る保険料を負担することに合理的な理由がない場合には、寄附金として認定される可能性がある。

### (3) 解説

会社法上、会社（親会社）は、D&O保険について、自社役員のみならず子会社役員も含めて被保険者とし、当該保険の契約者となることができる。この場合、当該保険に係る保険料について、①親会社が全額負担する場合と、②子会社に同社の役員に係る相当額を負担させるケースがある。

税務上、①の場合は、親会社が子会社の役員を被保険者とし、当該役員の保険料を支払うことについて、親会社が子会社役員に係る保険料を負担することに合理的な理由がない場合、親会社から子会社への寄附金課税の問題が生ずる可能性がある（法法37）。一方、②の場合は、親会社が子会社から受け取る負担金が相当額である限り、課税上の問題は生じない。

この点、P社は、D&O保険について、自社役員とともに子会社役員を被保険者とした保険契約に基づきその保険料を支払うことから、P社が子会社役員に係る保険料を負担することに合理的な理由がない場合には、寄附金として認定される可能性がある。

## 4 一部の役員が被保険者となる場合

### (1) 事例

株式会社P社は、同社の役員15名のうち、一部の役員5名を被保険者とするD&O保険契約を保険会社と締結することとし、15名の役員全員が参加する取締役会により、当該保険契約に係る内容の決定について決議した。

この場合、P社が支払う保険料について、税務上の取扱いはどうなるか。

### (2) 回答

P社は、役員全員ではなく、一部の役員5名を被保険者とするD&O保険の契約を行うことから、当該役員が参加する取締役会により決議された保険契約に基づく支払保険料は役員給与に該当し、役員個人に対して給与課税が生ずる。

### (3) 解説

D&O保険は、取締役の防御費用や賠償責任の負担に関するものであり、一部の役員を被保険者とするD&O保険契約に係る内容の決定について取締役会の決議を行う場合、当該役員は、特別の利害関係を有していることから、その議決に参加することができない。したがって、被保険者となる一部の役員が決議に参加した場合、会社が支払う保険料は会社法の規定に則した保険契約に基づくものには該当しないため、当該保険料は役員給与に該当し、役員個人に対して給与課税が生ずる。

この点、P社は、一部の役員5名を被保険者とする保険契約について、役員全員が参加する取締役会において当該契約に係る内容の決定について決議していることから、当該契約は会社法に則した手続を履行したものとはいえない。したがって、当該契約に係る保険料は役員給与に該当し、役員個人5名に対して給与課税が生ずることとなる。

## 5 株主総会決議に瑕疵がある場合

### (1) 事例

株式会社P社は、同社の役員全員を被保険者とするD&O保険契約を保険会社と締結する予定である。P社は、取締役会設置

会社ではないため、株主総会により、当該保険契約に係る内容の決定について決議を行った。ただし、当該株主総会は、議決権を行使することができる株主の議決権数の過半数を有する株主が出席しないものであった。

この場合、P社が支払う保険料について、税務上の取扱いはどうなるか。

## (2) 回答

P社が、D&O保険契約に係る内容の決定について決議した株主総会は、会社法上の要件を満たすものではないため、株主総会決議取消しの訴えにより、当該決議が取り消される可能性がある。したがって、当該決議が取り消された場合には、当該保険契約は会社法に則した手続を履行したものでなくなるため、その支払保険料は役員給与に該当し、役員個人に対して給与課税が生ずる。

## (3) 解説

会社法では、株主総会の決議に手続上又は内容上の瑕疵があり、決議取消しの訴え又は決議不存在確認・決議無効確認の訴えにより、その決議が判決により取り消され、又は、不存在・無効とされた場合には、その決議の効力は無効となる（会社法830, 831, 838）。この場合、会社が締結した保険契約は、会社法に則した手続を履行したものとはいえないことから、当該契約に係る保険料は役員給与に該当し、役員個人に対して給与課税が生ずる。

この点、P社の開催した株主総会は、議決権を行使することができる株主の議決権数の過半数を有する株主が出席していない

ことから、株主総会決議取消しの訴えにより、その決議が判決により取り消された場合には、株主総会が成立し決議があったものとはいえないこととなる。このとき、当該決議が取り消された場合には、当該保険契約は会社法に則した手続を履行したものでなくなるため、その支払保険料は役員給与に該当し、役員個人に対して給与課税が生ずることとなる。

なお、取締役会決議についても、その決議に瑕疵がある場合には同様の取扱いとなる。

## V D&O保険契約に係る 税務上の留意点

### 1 執行役員を被保険者とした契約

会社が執行役員を被保険者として締結する保険契約については、執行役員が会社法上の役員ではないことから、当該契約につき株主総会や取締役会の決議を要しない。

したがって、当該契約に係る保険料は、これらの決議を行わない場合でも、支払保険料として損金の額に算入され、役員個人に対する給与課税は生じない。

### 2 同族会社

同族会社が締結する保険契約に係る保険料について、その支払を通じて租税回避が行われていると認められる場合には、同族会社の行為計算否認規定（法法132①）により、当該保険料が役員に対する経済的利益の付与であるとして認定され、その損金性が否認される可能性がある。

なお、同族会社の行為計算否認規定は、

専ら経済的、実質的見地において、当該行為又は計算が、純粹経済人として不自然・不合理なもので、経済的合理性を欠く場合に、その法人税の負担を不当に減少させる結果になると認められるものについて、実

際に行われた取引を経済実体に変更を加えることなく、正常な行為又は計算に引き直して、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができるかと解されている。

【図表2】 税務上の留意点のまとめ

項目	留意点
①改正法施行前の保険契約	取締役会の承認及び社外取締役全員の同意等
②改正法施行後の契約更新	株主総会・取締役会決議の履行
③改正法施行後の契約締結	株主総会・取締役会決議の履行
④子会社役員が被保険者	親会社が負担する合理的理由の存在
⑤一部の役員が被保険者	一部の役員を除いた取締役会決議
⑥執行役員が被保険者	取締役会決議等は不要
⑦株主総会・取締役会決議	手続上・内容上の瑕疵がない適法な決議
⑧同族会社による租税回避	同族会社の行為計算否認規定による損金性否認

## おわりに

改正会社法施行後におけるD&O保険契約に係る税務上の取扱いについては、会社が同法の規定に則した手続を履行した契約に基づき保険料を負担した場合に限り、当該保険料は支払保険料として損金の額に算入され、役員個人に対する給与課税は行われない。

したがって、税務上の課税リスクを回避するためには、改正会社法のD&O保険契約に係る規定を十分に理解し、同法の規定を遵守することが極めて重要であることに留意していただきたい。

## Profile

### 野田 秀樹 (のだ ひでき)

デロイト トーマツ税理士法人  
 ビジネスタックスサービス ディレクター 税理士  
 東京国税局・調査審理課や東京国税不服審判所・法規審査部など審理セクションで約17年間、多国籍企業や富裕層等に係るクロスボーダー取引、組織再編、事業承継等について、国際課税全般、法人税、消費税及び所得税等に関する審理事務の多くの実績を持つ。現在は、多国籍企業や金融機関等に対する国際課税、租税条約、法人税及び消費税等を中心とした税務アドバイスや税務調査の対応を行っている。また、タックス コントラバーシーチームのメンバーとして、国内外の課税問題に対する具体的な解決策を提案している。慶應義塾大学経済学部卒業。著書に『Q&A クロスボーダー取引におけるPE課税の実務』（中央経済社）、『税務相談事例集』（大蔵財務協会）、『旬刊経理情報』、『税務弘報』（以上中央経済社）、『国税速報』（大蔵財務協会）などに寄稿多数。